

株式会社エンバイオ・ホールディングス

定 款

2023 年 3 月 2 日 改訂

定 款

第 1 章 総則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社エンバイオ・ホールディングスと称し、英文では、EnBio Holdings , Inc と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理することを目的とする。

- (1) 土壌汚染状況に関する調査・分析
- (2) 土壌汚染改良に関する調査、研究、開発、企画立案及びコンサルティングの受託
- (3) 土壌汚染改良工事の設計、施工及び監理
- (4) 前各号に関する機械器具の輸出入及び販売
- (5) 各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業
- (6) 通信販売業務
- (7) 通信販売に関わる商品の斡旋並びに仲介業務
- (8) 各種マーケティング業務の遂行及びコンサルティング
- (9) コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する下記業務
 - イ) 開発及び製造
 - ロ) 販売、輸出入、仲介及び設備投資
 - ハ) 保守及び修理
 - ニ) 運用及び要員派遣
 - ホ) リース及びレンタル
- (10) 物品賃貸業
- (11) 集金代行業
- (12) 広告の企画、製作及び広告代理店業
- (13) 廃棄物の再生利用に係るコンサルティング
- (14) 不動産及び有価証券の投資・保有・運用
- (15) 不動産の売買・仲介・賃貸・管理業務
- (16) 不動産信託受益権の取得・保有及び売却
- (17) 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業務

- (18) 金融業務
 - (19) 環境に関連する機器、資材等の輸入販売
 - (20) 建造物の解体
 - (21) アスベストの廃棄処理業
 - (22) コンテナ倉庫及びコンテナモジュール工法による不動産の有効活用に関する企画、調査及び設計
 - (23) 倉庫・工場等の改築、修繕及び営繕に関する事業
 - (24) 戸建・マンション等の建築、設計、監理及び施工
 - (25) 家具・調度品等の小物類の販売
 - (26) 不動産の開発及びそのコンサルティング業
 - (27) ビルメンテナンス業務及びビルの管理業務
 - (28) 建物の耐震工事業
 - (29) 建築工事業、とび及び土木工事業
 - (30) 水処理装置の設計、製造、販売、据付、設置及び修理、点検業務
 - (31) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
 - (32) 自然エネルギー等による発電設備の設計、製造、販売、据付、設置及び修理、点検業務
 - (33) 次の物品の輸出入及び販売
 - イ) 食料品
 - ロ) 家庭用品、日用品雑貨
 - (34) 前各号に付帯関連する一切の事業
- ② 当社は前項各号の事業並びに前項各号に付帯関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。但し、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、11,140,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取るものとする。

- ② 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社に取り役 7 名以内を置く。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任 期）

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報 酬 等）

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 29 条 当社に監査役 4 名以内を置く。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(任 期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

(報 酬 等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。